

四、川の習俗

・初成の茄は「水神さんに上げます」と言つて川に流し河童（水神さんの使い）が畑で悪さをするのを封じる。

・草とか紙で蟹の甲羅の形を作り傷口に当てて「蟹よ蟹よ蟹よ」と三回となえ続けて「蟹の甲羅に血なし」「アピラウンケイサワカ」を三回となえろと血が止まる。

・山の屋根先、谷先はひよすぼの通り道、家を建てると必ず災難に合う。

・八十八夜の茶は水難除け、家族揃つて飲む。

・亥の子相撲の縄を家の戸口に飾ると水難除けになる。

(1) 水神祭

旧暦の三月十六日は山の神の祭りある。正・五、九月の十六日は、十二回ある山の神祭の中でも取り分け大事な祭り、三大山の神祭りと呼ぶ。山仕事をする者は、特に仕事を休み祭り直会を行う。

水は山の神の下しおかれるものであるところから農家の者も水神祭といって実は山の神の祭りを行う。

山の神、大山祇神は森林の奥深い所にあつて、水源をつかさどる神であり、その子、磐永姫、木花咲那姫もまた水の神であり、町内各地の神社の祭神となつてゐる。山の神には、沢山の子どもがいたので、その祭礼には、よく子ども相撲が奉納される。この日一日は、山の神から子どもをあずかり相撲などして遊ばせ、子

守りから解放してやろうといふいきなはからいである。

水神神仰の中心は農耕神であるが、祭神は様々あつて、大山祇神の他に罔象女命、龍神、庚申が上げられる。

神の信仰として特筆されるのは、庚申である。庚申信仰は、平安時代儒教のおしえとして日本に伝えられたものであるが、本町では、俵野天神社裏山の慶長2年庚申塔が最も古く、謹奉頂礼庚申塔一字、本願松栄の文字が読みとれる。

庚申信仰は、初め儒教色の強いものであつたが、神道との結びつきを経て変化をしている。

町内では、道祖神、農耕神（水神）との結びつきが大きな特色と云える。道祖神はまた迫々にあつて道標の神であると同時に疫病や悪霊を祓う塞の神でもある。農耕神としては、五穀豊穣を祈念し、水稻の豊かな稔りと、旱魃、大洪水を防ぐ神でもある。

町内には、二百体を越す庚申塔が見られるが、俵野、可愛には、「おこしんさん」と言われるところがあつて庚申淵である。ここは、水神さんが奉られていると伝えられていて、「おこしんさんに小便してはならない。ツバをはいてはならない」ときびしく云われてきた。そして、一番成りのナスビを流してもきた。

水は清浄なものであり、汚してはならないとの戒めでもあつた。川遊びをしていると、川面に突然糸を引いたような波紋が現れる。水神さんが釣りをしているという。子どもながらに、この波紋が出ると、邪魔をしてはならないと、消えるまで遊びを中止した。

釣りと言へば、恵比寿（七福神の一人）は漁が好きだと云われ

ているが、恵比寿さんの釣りは海釣りである。川で釣りをする神がいるのか、町内では聞くことは出来なかった。その変わりという訳ではないが「ひょうすぼ」にまつわる故事は多く聞くことが出来た。

(2)山の神とひょうすぼ

河童のことを、町内では、長井地区ではヒョウスボといい、川内名、特に小川水系ではセコンボと呼ぶ。古老の話を聞くと、形状、背丈は一、五m弱、頭の上に皿を乗せていて、四肢には水かきが付いている。河童は、水の神の使わしめであり、春の彼岸に山から里に下りてきて、秋の彼岸には山へ帰る。

河童が移動することをワタリと云い、山や川をワタル時には、ヒョウヒョウと声を発する。夕暮れ時は、よく、この鳴き声を聞く。

夏、子ども達が川遊びに夢中になってなかなか帰宅しない時などは、通りすがりの大人達が「ヒョウスボにケツゴを抜かるっソ」といつて帰宅を促した。

河童は、大変相撲が好きで、子ども達は、しばしば相撲の挑戦を受けたが、なかなか勝てなかった。それで、河童と相撲をとる時は、仕切る際におじぎをすると良い、そうすると頭の上の皿の水が零れ、急速に力を失うから、それで相撲をとればよい。

河童はいたずら好きで、そのいたずらで人間は大変迷惑をうける。中でも、困るのは、子ども達が、川遊びをしていると、足を引っ張り、水の中に引きずり込んでオボレさせる、こないたずらをされないためには、川遊びに行く時は、仏前の供え物のメシを一

口喰って行けば良い。河童はそのメシを喰ってきた子どもの目を一みみると「お前仏さんのメシを喰ってきたな、目が光っている」と云って、おそれをなし、逃げ出してしまおうと云うのである。

また、洗濯物に、ノロを付け、ベタベタにしてしまうことがある、特に女物の洗濯物にイタズラされる、そんな時は、七夕の時に切った物干し竿に竹裏の方からケサ目（裏返し）に干しておけば良い。

河童は、物怪であり空想上の動物で、龍や、獅子狛と同類である。

出現する場所は、山の奥深い所、川の深い淵のある岩場、といかにも寂し気な所であり、人の立ち寄りがない所である。しかも、平常心、普通の人間にはその姿を見ることはできない。

また、農耕神、大黒との習合がみられ、「春に里に下り、秋には山に入る」それはまた農耕、つまり稲作の栽培暦にもなっている。田んぼに水を引く頃に里に出てきて、豊かな稔りをまっけて山に帰るのである。もともと、人間は、採収経済であったものが、稲作文化の発達で、定住化がはかられ水を管理する技術を身につけてきた、水を上手にコントロールすることで、稲の増産をはかり、豊かな生活が約束されたのである。

河童は「山の神の使わしめ」であり水源を守る大山祇の使わしめとして人々に様々な障りをし、試練を与え、それを克服することで豊かな稔りをもたらしてきたと思われる。

五、川の生活

明治10年西南戦争の年は、大変雨の多い年であった、ことに、本町に直接的な影響があった6月から8月にかけての戦記には連日の雨という記録がのこされている。当時荷馬車が通れる橋は三橋とあり俵野から葛葉は、明治6年に国道が開通しているが、ほとんどが水運、つまり、渡し舟であった。増水した川は、戦隊の移動、には難渋を極めた、また、雨中の露営、行軍はいかばかりであったろうか、想像に余りある。

住民はその生活の中に川を取り込み、様々な工夫をこらし、知恵を身につけていった。

道路から高く積み上げた石垣の上の民家さらに草屋根は高くし、中には滑車を取り付け洪水時は貴重品を吊り上げ屋根裏に保管した。

長井地区の農家はほとんどが舟を持っていて、農作物の重要な運搬手段であった。

林産物の搬出にも川は重要な役割をもっていた、木材は元山師、木挽山師、を経て木遣の唄に合わせ山師の手で山床まで運ばれ、さらに駄賃山師や木馬師の手によって川ぶちまで運ばれる、これからは筏師の仕事で下流の貯木場まで運ばれるのである、筏師たちは、水戸を作り、アバを張り、次第に木材量を増やし、河口まで運ぶのである。

木炭も駄賃山師が、船着き場まで運び舟で、東海河口まで運ば

れた。舟の帰り荷は、流域に住む人々の生活を支える、日用品が満載されて川を遡るのである。河口から俵野の舟浦までは上げ潮に乗り、帆を張ると時速8ノットのスピードが出たという。

昭和30年下赤の橋が架かる迄、川は大量輸送の手段としては最高のもので、住民生活の要であった。

このように大事な交通機関である川も、大雨となる、6月9月にはしばしば住民生活を脅かしてきた。台風の襲来である。

宮崎県測候所記録の気象災害史から県北に影響を及ぼし大災害をもたらした台風と豪雨の回数はおおりのとおりである。

明治11年から昭和32年の75年間に91回発生し、その内の50回は大型のものでいずれもかなりの被害を出している。とりわけ北川住民の記憶に新しいのは、大正元年、同8年、同13年、昭和18年と同20年及び同24年各々2回同25年、26年そして同29年は4回の頻度となっている。

近年の北川の两台風といえ、昭和18年、同41年、平成9年が上がられよう。いずれも尊い人命が犠牲になり、田畑の荒廃や作物の被害、林地や公共施設の被害はおびただしいものであった。

このような台風の常襲地帯であるにもかかわらず、畑を耕し、水田を潤して来た。河川敷文化と云う者もいる、しかし、世界の文明発祥の地を見ても、インダス、ナイル、黄河が等全てが、河川敷に文明を起こしているのである。北川の豊かな水は肥沃な土を運び、豊かな稔をもたらし豊富な魚族を養ってきた。

豊かな魚族は、食生活の重要な蛋白源として欠かすことの出来ない物となり内水面漁業の発展を遂げてきたのである。

昭和37年、大分県企業局の北川ダムが完成する迄、北川の隅々まで遡上していた鮎も下赤ダムが終点となったが、関係者の努力によつて、今なお北川鮎としての名声を博しているのである。川がおりなす。四季折々のうつろいは、今も人々のくらしを豊かなものにしてあげていることはたしかである。



六、漁協の今日的課題

平成十一年五月二十三日、第五十回の定期総会は、節目の年を迎え、多くの問題が提起された。

冒頭、昭和五十八年から進められてきた三二六号線が全線完成、そして平成九年九月十六日の台風一九号の被災により、河川激甚災害対策特別緊急事業により河川の大規模な改修が行われているが、これにより河川の変貌が予想されるとし、以下対応事業が説明されている。

- (1)放流事業 鮎三〇〇kg水系全体四〇〇kg
- (2)産卵場に鳥害を防ぐためのバードキラーを設置した。
- (3)県警察の協力で密漁取締を実施した。
- (4)土木建設工事業者の協力を得て、漁場管理に努めた。
- (5)水質汚濁については、生活水準の向上で困難な問題とし公害防止に努めた。
- (6)岩ノ口井堰の右岸側に魚道を新設した。
- (7)十月に鮎冷水病発生

年々減少する漁獲量に対し、放流事業に全力で取り組んでいるが、一〇トン前後の成果しか上げられない。このような現象に対し、延岡市五ヶ瀬川漁協では一〇〇トンとれる五ヶ瀬川を目指しての取組がなされている。それによると、生息環境の保全、増殖対策、漁場管理の三つの柱からなっている。さらに平成十二年度より先ず生息環境の保全では、「緑のダム」構想が打ち出されている。

これは、鮎資源の減少は、河川流量の減少が関与しているとするもので、森林の適正な管理と森林施策の推進によって、森林の持つ多様な機能を引き出す。また、水源を涵養し、十分な流量を確保するため、上下流域が一体となった適正管理と複層林、広葉樹林の造成等が打ち出されている。

一方生息の環境の中で流下仔魚の流下路の確保、遡上鮎の遡上路の確保、漁場の造成があげられている。

この中では、河川流量の減少によって川そのものが実質的に狭くなったことや砂防ダム、築堰により下流部への流入砂礫がカットの目的があつたが、これが埋もれ機能をはたしていないさらに、河川改修工事等により大きな石が取り除かれ河床が平坦化、流速が低下、土砂の推積等が原因と考えられ、人為的な漁場の造成が必要であるとした。

水質の保全対策として今後、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及を図るとしている。

次に、増殖対策としては、春季の放流事業と秋季の産卵場造成を行う。放流用種苗は海産系(人工孵化種苗)を用いるとしている。種苗は県栽培漁業協会等で生産されたもので、さらに三須町の間育成施設で体長六〜一〇cm(五〜七g)まで生長させた後に放流する。

放流場所岩熊井堰や星山ダム等の構造物のある所では、分散が抑えられるので、その上流部を選択すべきである。

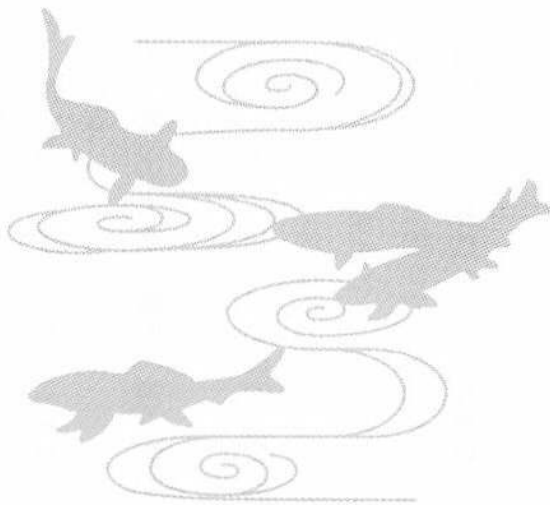
また、餌との関係から、おのずと許容量が決定されることから放流点の検討が必要となる。秋季増殖事業は、自然産卵場造成方式

とする。産卵場の一部に禁漁区を設けて実施する。次に、漁業管理は、稚魚を多量に漁獲する海産稚鮎魚、(海面特採)産卵期の親魚を漁獲する瀬掛漁、やな漁等はある程度の漁業管理が必要となる。

五ヶ瀬川の増殖対策により好影響が期待される。

北川がかかえる問題を数多く含んでいることを考慮し、かなりのスペースを削いた。ちなみに熊本県の球磨川は二五六トン、福岡県の筑後川は一七一トン、広島県の太田川は一六九トン、和歌山県日高川は一三二トン現に漁獲しているのであるから五ヶ瀬川の一〇〇トンは不可能な数字ではない。

平成九年河川法が改正され、その重要な骨子となる河川環境、生産動植物とのよりよい共生関係の創出、そのためには、人の地域を越えた協力が、必要となってくる。魚族資源の増殖もまた、そこに立脚することとなる。



七、北川漁業協同組合内共第一号第一号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第一条この規則は、この組合の有する内共第一号第五種共同漁業権(以下「内共第一号」という)の管理及び行使に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第二条 内共第一号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.統数	エ.工区内	オ.期 間
あゆ	手釣、竿釣、竿かけ	510	組合管理内	6月1日～12月31日
	投刺網	250	"	6月1日～12月31日
	巻刺網	1	"	6月1日～12月31日
	立寄網	5	"	6月1日～12月31日
	張刺網	17	"	6月1日～12月31日
	柴ぜき	20	"	9月1日～12月31日
	やな	1	"	10月10日～12月31日
うなぎ	手釣、竿釣、かなつき	510	組合管理内	1月1日～12月31日
	延縄、筒づけ	200	"	1月1日～12月31日
こい、ふな	手釣竿釣、かなつき	510	組合管理内	1月1日～12月31日
	寄つき網	2	"	1月1日～12月31日
やまめ	手釣、竿釣	510	組合管理内	3月1日～9月30日
おいかわ	竿釣	510	組合管理内	1月1日～12月31日
もくずがに	かご	510	組合管理内	7月1日～11月30日

注) 鮎漁について

宮崎県内水面漁業調整規則第26条により1月1日から5月31日までの期間は採捕してはならないと定められている。

北川漁業協同組合に有っては、総会において友釣、竿がけ、投刺網、張網、立寄網についての解禁日を定められている。

平成13年度の解禁日については、

友釣り、コロガシ、竿がけ…6月1日

投刺網 …6月6日

張網、立寄網 …7月1日 とされた。

2、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合においてその相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により、当該漁業を営むべき者を定めたときはその者）が組合員となつた時はその者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

（経営の委任の禁止等）

第3条 前項第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは、貸付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

（漁業の方法等）

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及び才欄の期間中でなければ営んではならない。ただし理事は水産動植物の繁殖保護漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模区域又は期間を制限することができる。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.資 格
あゆ	手釣、竿釣、竿かけ 投刺網 巻刺網 立寄網 張刺網 柴ぜき やな	組合員であること 2年以上の正組合員 3年以上の正組合員 " " 2年以上の正組合員 "
うなぎ	手釣、竿釣、かなつき 延縄、筒づけ	組合員であること "
こい、ふな	手釣、竿釣、かなつき 投網、寄つき網	組合員であること 2年以上の正組合員
やまめ	手釣、竿釣	組合員であること
おいかわ	竿釣	組合員であること
もくずがに	かご	組合員であること

二、前項ただし書の制限をしようとする場合は理事は、漁業の方法統数若しくは規模区域又は、行使期間を指定してこれを公示しなければならない。

(当該漁業を行う者等の決定)

第五条 理事は、第二条に規定する漁業(一)に当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使機関、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(勘案事項)

第六条 理事は、次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を行う者を定めなければならない。ただし、第二条に規定する有資格者が当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことが出来ないような定めをしてはならない。

- 一、その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二、その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活の依存度
- 三、その者の当該漁業の経営能力

(漁具等の制限)

第七条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一、かつら縄、う縄を使用する漁法(あゆを目的とするもの)

- 二、潜水器を使用する漁法(簡易潜水器を含む)
- 三、火光または照明を使用する漁法(あゆを目的とするもの)
- 四、水中に電流を通じて行う漁法
- 五、夜間の潜水漁業をしてはならない。

(行使状況の報告)

第八条 内共第一号の内容となつてゐる漁業を営む組合員は、その行使状況を組合に報告しなければならない。

- 二、報告の様式及び報告の時期は、理事会で定める。
- (全長の制限)

第九条 次の表の左欄に掲げる漁種については、それぞれ左欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

漁種	全長
こい	10センチメートル
やまめ	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

禁止区域)

第十条 次に掲げる区域においては、定める期間中水産動植物を採捕してはならない。

一、東臼杵郡北川町大字長井字新道第三トンネル東口より一三五度の線から下流可愛トンネル東口より九〇度の線まで(十月一日より十二月十五日まで)

二、東臼杵郡北川町大字川内名字岩ノ口宮原井せきより上流五〇m下流二〇〇m以内(周年)三、東臼杵郡北川町大字川内名字下赤北川発電所下赤調整ダムえん堤より上流五〇m下流二〇〇m以内(周年)

(漁業権管理費の負担)

第十一条 内共第一号の内容となつてゐる漁業を営む組合員は内共第一号維持管理に要する経費にあてるため行使料を組合に納付しなければならない。

行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第十二条 内共第一号の内容となつてゐる漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又は、この規則に違反したときは理事は当該者に対して当該漁業を停止させることが出来る。

二、内共第一号の内容となつてゐる漁業を営む組合員が、この規

則に違反したときは組合は当該者に対して過怠金を課すことが出来る。

三、過怠金の額は前条の二項で定める行使料の十倍以内とする。

四、理事が悪質者と認めた場合は除名することが出来る。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもの外、この規則の実施に関し必要な本項は規約で定める。

附則

この規則は平成五年九月一日から実施する。

北浦 北川東海内共第一号共同漁業権管理協定書

(平成五年九月一日より)実施

北浦 北川東海内共第一号共同漁業権管理協定書

第一条 この協定は北川水系の東海漁業協同組合外二組合(以下「共有組合」という)が共有する内共第一号共同漁業権(以下「共有漁業権」という)の適切な管理を図ることを目的とする。

第二条 共有漁業権の管理区域を別表のとおり定める。

第三条 やな漁の施設については、本管理委員会にて毎年度検討会議を行い、共有漁業権区域内に一統とする。

第四条 共有組合は、別表二に掲げる行使契約の内容の範囲内で、行使規則を制定するものとする。

第五条 共有漁業権の適切なる管理及び行使を図るため、共有組合の共有漁業権管理委員会(以下「管理委員会」という)をおく。

第六条

- ①管理委員会は 委員をもって組織する。
- ②管理委員会に委員長をおく。委員長は委員が互選する。
- ③委員は共有組合の理事をもってあてる。
- ④管理委員会に会計書記一名をおく。会計書記は会長が任命する。

第七条 管理委員会は、共有漁業権の内容となつてゐる漁業について、行使区域、行使期間、行使料、その他行使上必要なる基本事項を定め共有組合へ指示する。

第八条 管理委員会の運営等に要する経費は共有組合の徴収する行使料をもつて分担する。

第九条

- ①管理委員会は委員長の決めた場合に開催する。
- ②委員長は委員会の議長となる。

第十条

- ①管理委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- ②管理委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し議長は採決

に加わらない。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第十一条 委員長、副委員長、会計書記の報酬は委員会で定める。

第十二条 委員が管理委員会をした時の費用弁償は、各共有組合の負担とする。

附則

- ①この規約の改廃は管理委員会の決議による。
- ②この規約は平成五年九月一日から実施する。

別表1

組 合 名	管 理 区 域
東海漁業協同組合	延岡市と北川町の行政区をもつて界とする。
北浦内水面漁業協同組合	北浦町の行政区をもつて界とする。
北川漁業協同組合	北川町の行政区をもつて界とする。

組 合 名

東海漁業協同組合

北浦内水面漁業協同組合

北川漁業協同組合

管理区域

延岡市と北川町の行政区をもつて界とする。

北浦町と行政区をもつて界とする。

北川町の行政区をもつて界とする。

平成五年六月七日

場所 延岡 東海組合長宅

北川水系管理委員会

出席者 東海漁業協同組合 平野信夫 外三名

北浦内水面漁業協同組合 佐藤裕臣 外一名

北川漁業協同組合 米田稔男 外三名

議事の進行上話し合いにより東海、平野氏が議長となる。

第二条 共有漁業権の管理区域を別紙の通り定める。(承認)

第三条 管理委員を、東海四、北浦二、北川四、計十名をもつて別表の通り組織する。

第四条 管理委員会は委員を以て組織する。(別表二)

第五条 他の条文は協定書の通り(承認)
管理委員会は委員長を互選により、別紙の通り選任、十名を以て

組織し、外に会計書記一名をおく。

会計書記 高久三郎(東海)

附則

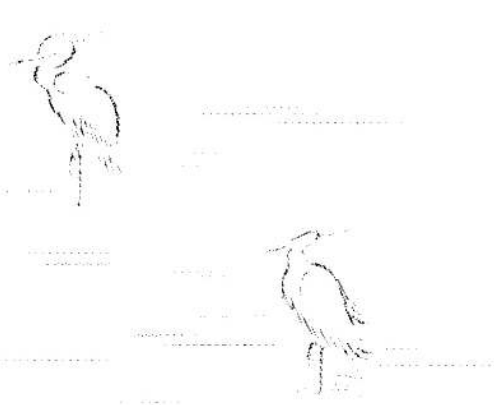
一 この規約の改廃は管理委員会の決議によるものとする。

二 此の規約は平成五年九月一日から実施する。

東海漁業協同組合 組合長理事 平野信夫

北浦内水面漁業協同組合 組合長理事 佐藤裕臣

北川漁業協同組合 組合長理事 米田稔男



北川水系管理委員会役員名簿

平成12年8月31日作成

委員長理事	北川漁業協同組合	長 瀬 一 己
副委員長理事	北浦内水面漁業組合	佐 藤 裕 臣
委員理事	東海漁業協同組合	横 山 延 市
委員理事	北川漁業協同組合	小 野 友 一
委員理事	北川漁業協同組合	小 谷 英 雄
委員理事	北川漁業協同組合	矢 野 文 雄
委員理事	北浦内水面漁業協同組合	小 野 厚 文
委員理事	東海漁業協同組合	内 田 裕 之
委員理事	東海漁業協同組合	熊 本 正 美
委員理事	東海漁業協同組合	渡 辺 正 行

別表2

漁業の名称	漁業の方法	期 間	行政区域	統 数 及 び 規 模		
				漁 協 名		
				北川	北浦	東海
あ ゆ 漁	手釣・竿釣	6月1日より 12月31日まで	"	510	150	525
	投 網	"	"	0	0	6
	投 刺 網	"	"	250	10	15
	瀬ツキ鮎カケ	"	"	20	0	525
	竿 か け	"	"	100	150	50
	船打 投網	"	"	0	0	11
	張 刺 網	"	"	17	3	6
	巻 刺 網	"	"	1	0	0
	立 寄 網	"	"	5	6	3
	や な	"	"	水 系 で 1		
	柴 ぜ き	"	"	20	3	2
た も 網	"	"	0	0	0	
こ ぶ い な 漁	手釣・竿釣	6月1日より 12月31日まで	"	510	150	525
	船打投網	"	"	0	0	11
	いさり突	"	"	0	0	15
	寄つき網	11月1日より 1月31日まで	"	2	0	3
う な ぎ 漁	手釣・竿釣	1月1日より 12月31日まで	"	510	150	525
	いさり突	"	"	510	150	12
	はえなわ	"	"	200	150	10
	筒 づ け	"	"	200	150	10
やまめ漁	手釣・竿釣	3月1日より 9月30日まで	"	510	150	0
おいかわ漁	手釣・竿釣	1月1日より 12月31日まで	"	510	150	525
もくずがに漁	か ごと	7月1日より 11月30日まで	"	510	150	525

注) 鮎漁について

宮崎県内水面漁業調整規則第26条により1月1日から5月31日までの期間
は採捕してはならないと定められている。

北川漁業協同組合に有っては、総会において友釣、竿がけ、投刺網、張網、立
寄網についての解禁日を定められている。

平成13年度の解禁日については、

友釣り、コロガシ、竿がけ…6月1日

投刺網 …6月6日

張網、立寄網 …7月1日 とされた。

八、遊漁規則

内共第一号第五種共同漁業権遊魚規則

(目的)

第一条 この規則は免許をうけた内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁協」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、もくずがにをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という)についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁業の区域において、遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

二、前項の規定による申請は、口頭でもよいとし、手釣、竿釣漁法とし、網を使用する漁法は一切承認しないものとする。

(漁具、漁法の制限)

第三条 次の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ左欄に掲げる規模の範囲内で行なはなければならない。

漁具、漁法	規 模
手釣、竿釣	3本まで
筒づけ	5本まで
はえなわ	200mまで
もくずがに	(かご) 3個まで

(遊漁期間)

第四条 次の表の左欄に掲げる漁種を対象とする遊漁はそれぞれ左欄に掲げる期間内で行なはなければならない。

二前項の公表は市、町広報、夕刊新聞に掲示するものとする。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
うなぎ	3月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
おいかわ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	7月1日から11月30日まで

(禁止区域)

第五条 東臼杵郡北川町大字長井字新道第三トンネル東口より一三五度の線から下流可愛トンネル東口より九〇度の線まであゆ産卵場の為十月一日から十二月十五日まで

東臼杵郡北川町大字川内名字岩ノ口宮原井せきより上流五〇m下流二〇〇m以内(周年)

東臼杵郡北川町大字川内名字下赤、北川発電所下赤調整ダムえん堤より上流五〇m下流二〇〇m以内(周年)

(遊漁料の額及び納付方法)

第六条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし七十才以上の高

齡者肢体の不自由なる者及び中
学生以下は無料とする。

二・遊漁料の納付は、次に掲げ
る場所においてしなければなら
ない。遊漁承認取り扱い所、た
だ、手釣、竿釣の遊漁の場合に
は、当該遊漁を行う場所におい
て、漁場監視員に納付すること
が出来る。

魚種	漁具	漁法	遊漁料	
			1日800円	1年1,500円
あゆ	手釣	竿釣	"	"
うなぎ	はえなわ		"	"
こい	手釣	竿釣	"	"
ふな	"	"	"	"
やまめ	"	"	"	"
おいかわ	"	"	"	"
もくずがに	かご		"	"

(遊漁承認に関する事項)

第七条 組合が第二条第一号の承認をしたときは、別紙様式第一
号による遊漁承認書(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交
付するものとする。

二 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第八条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場
監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

二 遊漁者は遊漁に際しては、遊漁監視員の指示に従わなければ

ならない。

三 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者に
迷惑をかけてはならない。

(漁場監視員)

第九条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行
うことがある。

二、 漁場監視員は別紙様式第二号による漁場監視員証を携帯し、
かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその
者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することが
ある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしない
ものとする。

附則

この規則は平成五年九月一日から実施する。

北浦 北川東海内共第一号共同漁業権管理協定書

第一条 この協定北川水系の東海漁業協同組合外二組合(以下「共
有組合」という)が共有する内共第一号共同漁業権(以下「共有漁
業権」という)の適切な管理を図ることを目
的とする。

第二条 共有漁業権の管理区域を別表のとおり定める。

第三条 やな漁の施設については、本管理委員会にて毎年検討会議を行い、共有漁業権区域内に一統とする。

第四条 共有組合は、別表二に掲げる行使契約の内容の範囲内で、行使規則を制定するものとする。

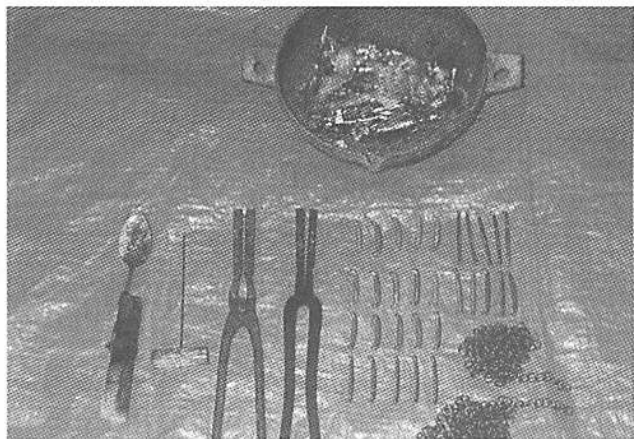
第五条 共有漁業権の適切なる管理及び行使を図るため、共有組合の共有漁業権管理委員会(以下「管理委員会」という)をおく。

第六条

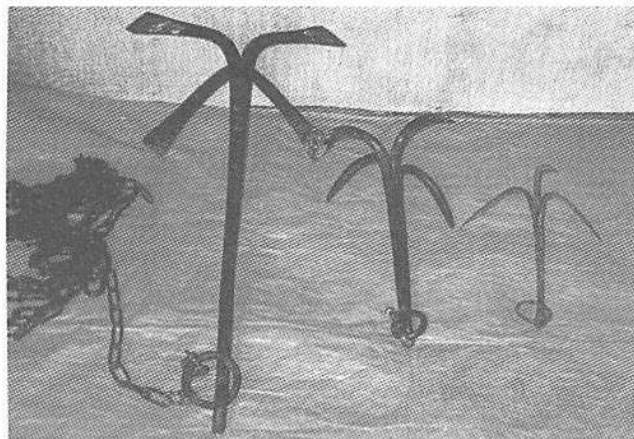
- ①管理委員会は委員をもって組織する。
- ②管理委員会に委員長をおく。委員長は委員が互選する。
- ③委員は共有組合の理事をもってあてる。
- ④管理委員会に会計書記一名をおく。会計書記は会長が任命する。

第七条 管理委員会は、共有漁業権の内容となっている漁業について、行使区域、行使期間、行使料、その他行使上必要なる基本事項を定め共有組合へ指示する。





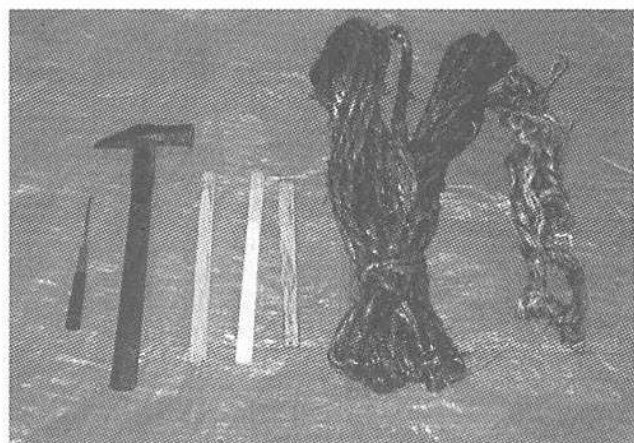
鑄型 鉛を溶かして 網のユラをつくる



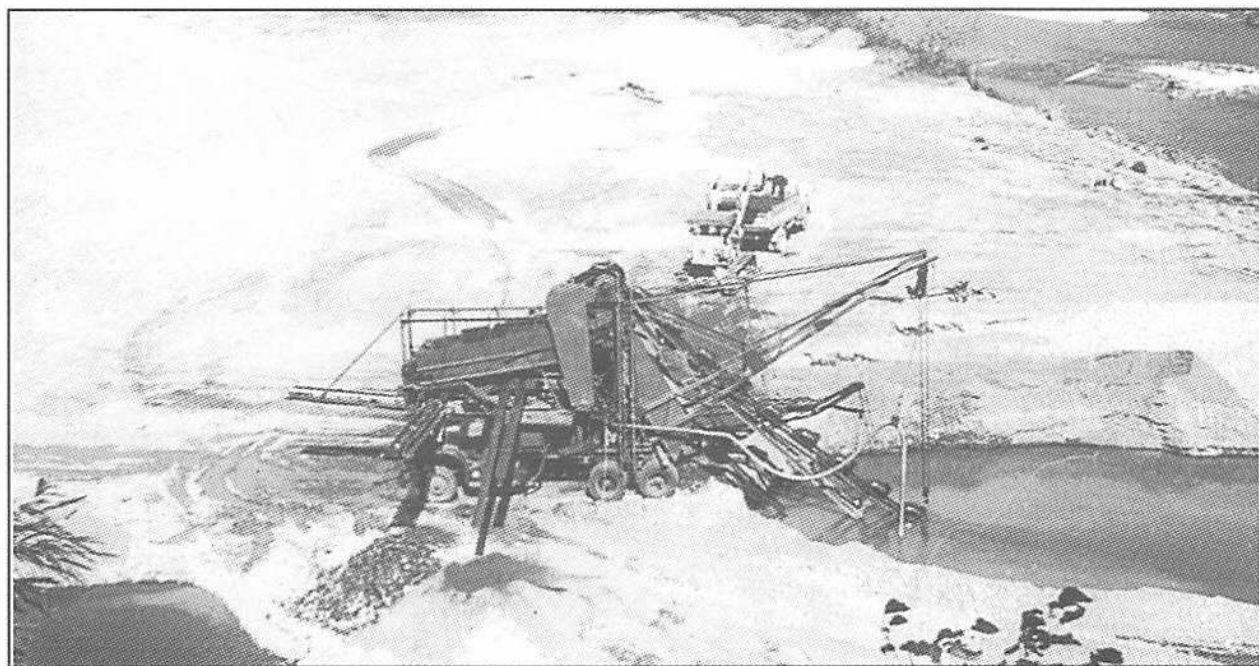
錨 川舟用、舟の大小で大きさが変わる



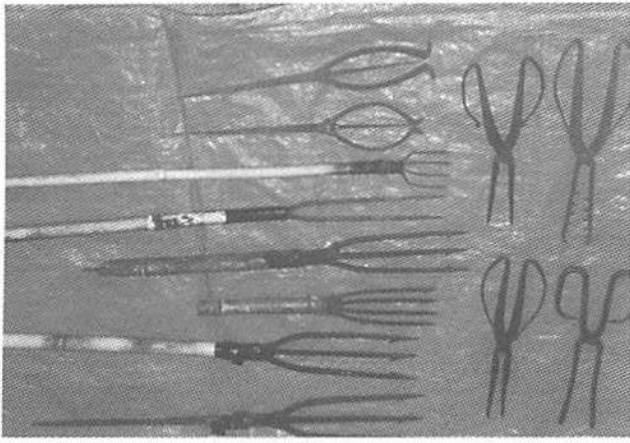
竹細工道具と 鰻ポッポと鑄型



シュロ縄 丈夫で用途は多いはえ縄漁、舟のとも綱等に使われた。



昭和40年頃 砂利採取

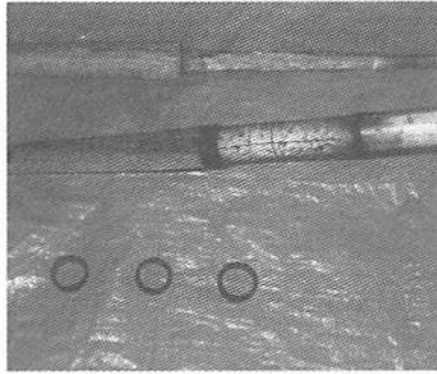


道具

金突き色々
 漁種、獲物の大小で形が変わる
 右は鰻挟み
 左上は鰻金突き



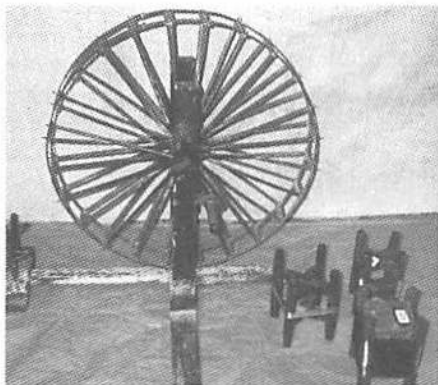
刺し網の色々



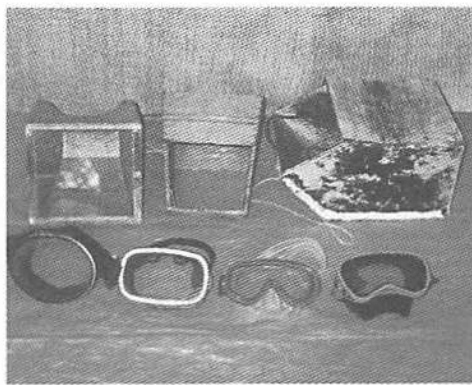
水竿（ミザオ）舟をこぐ道具
 —水竿三年船三日—
 といわれた。



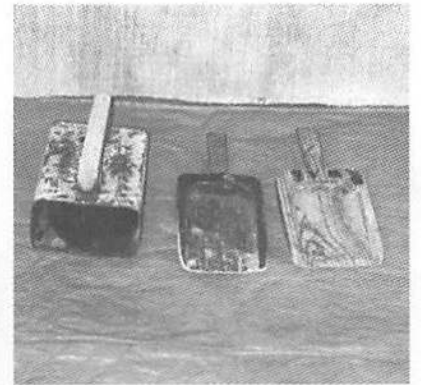
ビグの色々
 鮎や鰻の獲物を入れる



糸車（イトクリ）



水眼の色々
 鮎掛けや水中にもぐる時に
 使用



あかくり
 舟に溜まった水をくり出す
 道具

伝えよう北川が育む水文化

これは、北川漁協創設五十周年記念事業の総合テーマである。北川が育んできた水の文化を、後世に伝えていかなければならない！そんな考えが、五〇周年の節目にあたり記念誌を編纂するきっかけであった。

北川をとりまく河川環境は、昭和三十年代から始まった拡大造林によって、保水力のある広葉樹から、針葉樹に移行したこと等が影響して、河川の水量が減り、地球温暖化や酸性雨の影響等も加わって、流域の水産動植物に変化がみられ、水質の自浄作用も弱くなってきている。

このような状況を打破するためにも、組合は、川をたんに漁場としてのみとらえるのではなく、「町外で活躍する故郷出身者や次世代の子ども達のためにも」組合員が一丸となって清流を守り続けていかなければならない使命をも課せられている。

幸い、河川法の改正により、これまで治水・利水優先の河川法に環境が加えられ、自然と人との共生に配慮した工法を重視するようになったことは、漁業関係者のみならず、川に息づく者にとっても朗報であり、川が持つ多面性が生かされよう。

この記念誌が、そうした運動の一助になることを願ってやまない。

最後に、記念誌編纂委員でもあり、北川漁協の発展に長年ご尽力頂いた夏田庄吉氏や、この文献にご協力頂いた甲斐輝男氏が、この記念誌の刊行を見ることなく他界したことは、誠に残念である。謹んでお二人のご冥福をお祈りしたい。

平成十三年五月

記念誌編纂委員会 児 玉 剛 誠

